

長岡京市公共交通乗継事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、バスの利用頻度の多い65歳以上の高齢者に対し、バスに乗車した日に利用できるタクシー乗継券に係る費用を補助し、もって高齢者がより便利に公共交通を利用できる環境を整備するとともに、長岡京市内のバスやタクシーを含めた公共交通の利用を促進し、その維持継続に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてタクシー事業者とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)

第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人をいう。

2 この要綱においてタクシー乗継券(別記様式第1号。以下「乗継券」という。)とは、第7条の規定により長岡京市が交付する券をいう。

(補助対象者)

第3条 乗継券の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 阪急バス株式会社が販売する「グランドパス65」又は「グランドパス70」(以下「グランドパス」という)を所有する者
- (2) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 長岡京市暴力団排除条例(平成24年長岡京市条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助額等)

第4条 乗継券1枚あたりの補助額は500円とし、申請日又はグランドパスの通用開始日のいずれか遅い日を基準日としたグランドパスの通用期間に応じ、別表第1に規定する枚数を交付する。

(交付の申請)

第5条 乗継券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長岡京市公共交通乗継事業補助交付申請書(別記様式第2号。以下「申請書」という。)に、申請者の保有するグランドパスの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る交付の適否を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、長岡京市公共交通乗継事業補助交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査により補助の交付をしない旨の決定をしたときは、申請者に対

し長岡京市公共交通乗継事業補助不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

（乗継券の交付等）

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、乗継券を前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助決定者は、補助の交付申請を取下げるときは、速やかに市長に長岡京市公共交通乗継事業補助交付申請取下届（別記様式第5号）を提出しなければならない。

2 市長は、補助決定者から前項の規定による届出を受理した場合は、長岡京市公共交通乗継事業補助交付決定取消通知書（別記様式第6号）によりその旨を通知する。

（乗継券の有効期限）

第9条 乗継券の有効期限は、グランドバスの通用期間をもとに乗継券に記載された有効期限の日までとし、期限を経過した乗継券は、利用できないものとする。

（乗継券を利用することができるタクシー事業者）

第10条 乗継券の提出により運賃の割引の適用を受けることができるタクシー事業者は、市内に営業所等を有するタクシー事業者とし、市長が別に定める。

（利用方法）

第11条 補助決定者は、阪急バス長岡京線、阪急バス長岡京淀線、東部バス又は長岡京はっぴいバスに乗車した日の同日中に限り、バスを降車後に前条に規定するタクシー事業者のタクシーを利用したときに、運賃の全部又は一部として、乗継券をタクシーの乗務員に提出することができる。

2 乗継券を利用できる枚数は、1回の乗車につき1枚限りとする。

3 第1項の場合において、乗継券の額面が運賃を上回ったとしても、タクシーの乗務員は、つり銭を交付しない。

（補助金の支払）

第12条 第10条に規定するタクシー事業者は、長岡京市公共交通乗継事業補助金請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）と併せて、補助決定者が利用した乗継券を、一括して翌月末までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により乗継券と請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、提出日の翌日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に作成又は交付されている補助額の記載が460円の乗継券（この要綱の施行の日から有効期限までの間に利用したものに限る）は、改正後の第4条の規定により交付された乗継券とみなす。

(補助対象者の特例)

- 3 令和6年10月1日から令和6年12月27日の期間については、第3条の規定にかかわらず、阪急バス株式会社が発行するプリペイド機能のみを有するＩＣカード「h a n i c a プリペイド券」（以下、「h a n i c a」という。）を所有する者も補助対象者とする。この場合において、乗継券の交付枚数は4枚とし、有効期限は令和7年3月31日までとする。
- 4 前項の規定により補助対象者となった申請者の交付申請及び決定については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、第5条中「グランドパス」とあるのは「h a n i c a」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

グランドパスの通用期間	交付枚数
1か月以内	4枚
2か月以内	8枚
3か月以内	16枚
4か月以内	20枚
5か月以内	28枚
6か月以内	36枚
7か月以内	44枚

8 か月以内	4 8 枚
9 か月以内	5 6 枚
1 0 か月以内	6 4 枚
1 1 か月以内	7 2 枚
1 2 か月以内	7 6 枚